令和８年秋季全国火災予防運動いわき市実施要綱

１　目　的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるために住宅用火災警報器の設置、更新を図り、財産の損失を防ぐことを目的とする。

２　防火標語（2026 年度全国統一防火標語）

『火の確認 いい日を支える いい習慣』

３　期　間

令和８年 11 月９日（月）から 11 月 15 日（日）までの７日間

４　実施機関

いわき市消防本部・いわき市消防団

５　推進協力機関

⑴　いわき市危険物安全協会
⑵　いわき市消防設備士等協会
⑶　いわき地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
⑷　いわき市女性消防クラブ連絡協議会

６　重点推進項目

⑴　住宅防火対策の推進

過去５年間における住宅火災による死者数は22名（自殺企図含む）であり、そのうち20名が高齢者で、全体の91％を占めている。

また、本市における、令和８年６月１日現在の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率は85.6％であり、全国の設置率（85.5％）をわずかに上回っている。一方、令和８年の10月１日現在の住宅火災発生件数は14件（共同住宅を含む）で、そのうち７件で住警器が未設置であり、死者が４名（うち高齢者は１名）、負傷者が５名（うち高齢者は２名）発生している。

このことから、高齢者世帯をはじめとした住宅火災による被害の防止を図るため、高齢者家庭調査や防火講話等を通じた防火意識の向上に努めるとともに、住警器の設置・更新及び取付け支援制度の普及促進に力を入れることとする。また、消防署所からの距離や火災の延焼拡大の危険性など、地域の特性を踏まえ、次の地域を重点として住宅防火対策を推進することとする。

ア　中山間地域
イ　木造密集地域

⑵　林野火災予防対策の推進

令和７年の岩手県大船渡市に続き、令和８年においても岩手県大槌町をはじめ全国各地で大規模な林野火災が発生している。本市では、令和８年１月１日から林野火災注意報・警報の運用を開始したことから、各種事業をとおして当該制度の更なる周知を図るとともに、林野火災の多くは人為的な要因によるものであることを踏まえ、林野周辺の住民や入山者等を対象に、火気の適切な使用をはじめとする火災予防に関する広報や啓発活動を実施し、防火意識の向上を通じて林野火災予防の徹底を図るよう努めることとする。

7　推進項目

⑴　特定防火対象物等に対する防火安全対策の徹底

市内の特定防火対象物における令和８年中の火災は、10月１日現在１件であり、前年の６件から減少しているものの、火災発生時には人的被害が拡大するおそれがあることから、引き続き防火安全対策を徹底する必要がある。立入検査においては、避難通路の適切な維持管理を指導するとともに、飲食店については、厨房設備等の火気設備の適正な維持管理を徹底するよう指導する。また、電気火災の予防についても併せて注意喚起を行い、火災防止に努めること。

⑵　地震火災対策の推進

大規模な地震が発生したあとには、多くの場所で同時に火災が発生するおそれがあり、特に木造密集市街地では大規模な火災に発展する可能性が高くなる。このようなことから、感震ブレーカーのデモ機を活用する等、各イベントの機会を捉え、地震火災に対する広報を実施すること。

⑶　製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

近年、リチウムイオン蓄電池を原因とする火災が全国的に急増していることから、モバイルバッテリー等の充電・保管・廃棄時の注意点について広報を実施し、正しい知識の普及を図ること。

⑷　幼少年への防火教育

幼少年期に対する火災予防思想を普及させるため、各年代に応じた防火教育を実施する。

⑸　広報事業

次の事業については各署所において適宜実施すること。

ア　懸垂幕、セイルのぼり旗、火の用心のぼり旗の設置
イ　消防車両への広報マグネットシート貼付による広報
ウ　火災予防運動ポスターの掲示
エ　大規模店舗等における店内放送等の実施（マルトの店内放送については、予防課が対応するものとする。）
オ　各種広報媒体の活用（予防課において対応）
　㈠　広報いわき
　㈡　消防本部ホームページ
　㈢　消防テレフォンガイド（050-1808-6119）
　㈣　市公式 SNS（Instagram、Facebook、X 及び LINE 等）